

2024年（第30回）シルバー太極拳近畿交流大会

競技ルール

2024年6月2日(日)

兵庫県立総合体育館

第1章 審判員とその職責

第1条 審判員の構成

1. 審判員は日本の審判員により構成する。
2. 総審判長1人、副総審判長1～2人をおく。
3. 審判グループごとに審判長1人、執行審判員5人、コート主任1人、点数計算員1～3人、時計計算員1人をおく。
4. プログラム編成記録長1人、編成記録員3～4人。
5. 検査記録長1人、検査記録員3～4人。
6. アナウンサー1～2人。

第2条 監査委員と審判団の職責

大会運営委員会のもとに監査委員と審判団をおく。審判員は審判団のもとで、厳粛に、真剣に、公正に、正確に審判業務を遂行しなければならない。その職務は次の通り。

1. 監査委員：監査委員には大会運営委員会のもとに、審判業務にかかわる意見と苦情を公正に判断し、必要な処置をとる。
2. 総審判長：
 - 1) 競技の進行、処置に責任を持ち、各審判グループの業務を指導し、ルールの執行を保証する。競技の開始前に審判員を組織し、ルールと審判法を熟知させ、各項目の準備の業務を点検する。
 - 2) ルールの中で詳細が尽くされていない点、あるいは明文化されていない問題について、説明や解決をする。ただし、ルールを修正する権限はない。
 - 3) 競技の進行中、選手に不正な行為があったり、あるいは審判員が重大な誤りを犯した場合、酌情処理ができる。
 - 4) 大会の進行上、業務の都合により、審判員を替えることができる。
 - 5) 大会の競技成績を審査ならびに発表し、審判の総括業務をする。
3. 副総審判長：総審判長を助け業務を遂行する。総審判長が欠席の時は副総審判長がその職務を代行する。
4. 審判長：
 - 1) 審判グループの業務学習を組織し、審判業務の各項目の処理を着実にを行う。

- 2) 選手のやり直し申請の受付と、套路時間・起勢収勢が規定に符号しないときの減点を掌握して、責任を持って処する。選手が套路を終えたあと、最終得点を発表する。
 - 3) 審判員が重大な誤りを犯したとき、総審判長に対し、適切な処置をするよう提案することができる。
5. 執行審判員：
- 1) 大会の各項目の決定を真剣に執行し、審判の学習に参加し、各項目の準備の業務を遂行する。
 - 2) ルールを真剣に執行し、独立して採点を行い、詳細な記録をする。
6. プログラム編成記録長：
- 1) プログラム編成記録部のすべての業務に責任を持ち、申込者名簿を審査し、かつ大会の要求に基づいてプログラム編成を行う。
 - 2) 競技に必要な記録用紙を準備し、成績を照査し、得点の計算及び順位の配列をする。
7. プログラム編成記録員：プログラム編成記録長から与えられた業務を遂行する。
8. 点数計算員、時間計算員：
- 1) 所属する審判グループの点数記録業務に責任を持ち、最終得点を子細に計算する。
 - 2) 選手が套路を完了した時間を正確に計り、ルールに合わないものがあれば、ただちに審判長に報告する。
9. 検査記録長：検査記録部の全業務に責任を持ち、もし変化があれば、ただちに総審判長に報告する。
10. 検査記録員：競技の順序に従い、ただちに選手を招集し、出場準備をさせ、審判長に検査記録を手渡す。
11. アナウンサー：競技中に競技成績の報告、競技ルールの紹介、競技種目の特徴や武術運動に関する資料の紹介を行う。

第2章 競技通則

第3条 競技の性質

1. 個人競技

第4条 競技の種目

1. 実施種目

1) 24式太極拳A (満60歳～64歳)	24式太極拳の全套路
2) 24式太極拳B (満65歳～69歳)	24式太極拳の全套路
3) 24式太極拳C (満70歳～74歳)	24式太極拳の全套路
4) 24式太極拳D (満75歳～79歳)	24式太極拳の全套路
5) 24式太極拳E (満80歳以上)	24式太極拳の全套路
6) 太極拳	自選套路
7) 32式太極剣A (満60歳～69歳)	32式太極剣の全套路
8) 32式太極剣B (満70歳～79歳)	32式太極剣の全套路
9) 32式太極剣C (満80歳以上)	32式太極剣の全套路
10) その他の太極剣・刀	規定または自選套路
2. それぞれの競技種目に男女の部門を設ける。
3. 太極拳および太極器械の種目で表演される規定套路も自選套路として扱い、特別の減点を行わない。

第5条 エントリーに関する規定

1. 出場選手は年齢が満60歳以上で、近畿地方（滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県）に在住とする者とする。
2. エントリーは1人1種目とする。
3. 年齢制限については、すべて2024年4月1日現在の満年齢とする。

第6条 順位決定（同点の場合の処理）

1. 2人あるいは2人以上の選手の得点と同じ場合、次の方法で処理する。
 - ① 2つの無効点数の平均値が有効点数の平均値に近い方が前に列せられる。
 - ② 2つの無効点数の平均値の高い方が前に列せられる。
 - ③ 2つの無効点数のうち、低い無効点数の高い方が前に列せられる。

第7条 服装、入場、退場、起勢、収勢、套路、時間計算、音楽の伴奏と礼儀

1. 審判員は統一した服装を着ることによって統一した審判の表示をする。
2. 試合中、選手は試合用コスチュームを着用し、上半身はだかでは出てはならない。
3. 選手は点呼をうけた後、指定の位置で審判長に抱拳礼を行い、そして入場する。審判長の合図があればただちに起勢の位置につく。選手は套路を終えればコートの外、ま近で休息し、審判長が最終得点を発表する時、選手は所定の位置まで歩き、審判長に向かって気をつけをして注目礼をする。
4. 抱拳礼：両足をそろえて立ち、左掌、右拳を胸の前で合わせる。胸と同じ高さで、掌拳と胸の間の距離は20～30cm。
5. 選手は套路をし終えた後、足をそろえて収勢をし（時計も終える）、そして審判長の方を向く。審判長の方に向き直りながら収勢を行うことは許されない。
6. 選手はコート内の同一の側で同一の向きで起勢と収勢を行わなければならない。
7. 時計は審判グループのストップウォッチによって行う。審判グループが2つのストップウォッチを用いた時は、その内1つが規定の時間に達すれば、時間に達したのであり、2つとも規定の時間に達していなければ、時間に達していないのである。時間不足の減点は、規定時間に近い方の時計によって行う。
8. いかなる種目も試合中に音楽を伴奏してはならない。

第8条 棄権

1. 選手が定められた時間に競技に参加できない場合、もしくは進行主任または進行係員が点呼を3回行っても指定場所に来ない場合は、棄権したものとみなす。
2. 選手が負傷して競技できない場合は、審判の権限で中止させることができる。応急医療処置の後、そのグループの一番最後に出場させる。ただし1点減点する。負傷して競技できない場合は、棄権したものと見なす。

第9条 意見の交換

凡そ大会の審判業務に対し意見のあるときは、参加団体の責任者が監査委員に提出する。
選手またはコーチが審判長、審判員に直接意見を提出することはできない。

第10条 選手の競技順序の確定

選手の競技順序は、運営委員の管理の下に、審判グループが決定する。

第3章 採点の基準と方法

第11条 各競技の種目の採点基準

各種目の最高点はいずれも10点とし、採点と減点の基準は次の通りである。

1. 太極拳の採点基準

1) 動作の規格の配点は6点とする。

凡そ手型、歩型、手法、歩法、腿法が規格の要求にごくわずかに合わなければ、その度に0.05点減点する。規格の要求と明らかに合わなければ、毎次0.1点減点し、規格の要求と大きく違う場合は、毎次0.2点減点する。一つの動作でいくつミスが出ても0.2点を超える減点を行わない。

2) 勁力、協調の配点は2点とする。

凡そ運動が順調であり、沈着安穩正確でかつ連貫円滑であって、手・眼・身・法・歩が協調一致している場合には、満点を与える。

凡そ要求とわずかに合わなければ、0.1～0.5点減点し、明らかに合わなければ0.6～1点減点、大きく違えば1.1～2点減点する。

3) 精神、速度、風格の配点は2点とする。

凡そ意識が集中し、精神が充満しており（元気があって）、表情が自然で、速度が適切であれば満点を与える。

凡そ要求とわずかに合わなければ、0.1～0.5点減点し、明らかに合わなければ0.6～1点減点、大きく違えば1.1～2点減点する。

2. その他のミスの減点基準

1) 套路を完了しなかった場合：

いかなる種目の試合であっても、凡そ選手が套路を完成しないで途中で退場した場合、評価を与えない。

2) 忘却：

試合中に忘却現象があれば、その度に、その程度に応じて、0.1～0.3点減点する。

3) 器械、服装の動作への影響：

試合中に刀採や剣穂が身体にまきつき、動作に何らかの影響を与えた場合、あるいは刀採、剣穂、槍纓、腰帯、服飾が落ちたりボタンがはずれた場合、および器械が床に触れたり、手から離れて飛んだり、身体にぶつけるミスをした場合には、その度に0.1～0.2点減点する。

4) 器械の変形、折断および落下：

試合中に器械が彎曲して変形した場合は、その程度によって0.1～0.3点減点する。器械の折断は0.4点減点し、器械の落下はその度に0.4点減点する。器械の端が破損して人を傷つけるおそれが生じた場合は、審判長が中止を命じ、破損部分を折断後続行させることができるが、0.3点減点する。

5) ラインアウト：

身体のいかなる部分も、コートラインの外側の床面に触れた場合には、0.1点減点し全身がコートの外に出た場合には、0.2点減点する。

6) バランスを崩した場合：

試合中に附加して支えれば、每次0.1～0.2点減点し、1動作中に連続して支えれば、0.2～0.3点減点する。バランスを崩して倒れた場合には、每次0.4点減点する。

以上6つのミスの減点は、執行審判員が減点する。

7) 起勢、収勢：

起勢と収勢が要求に合わない場合には、0.1点減点し、起勢、収勢を故意に引き延ばした場合には、0.2～0.3点減点する。

8) やりなおし：

- ① 選手が客観的な原因によって、競技の套路を中断したときには、審判長がやり直しを許すが、この場合は減点しない。
- ② 選手が動作を忘れて、失敗したり、器械の損傷等の原因によって套路を中断したときは、やり直しをできるが、1点減点する。
- ③ 選手が負傷して競技ができない場合は、審判長が中止を命じることができる。応急処置によって続けて試合に参加できるのであれば、そのグループの最後の1名の後に出場させる。やり直しとして1点減点する。負傷の結果、上述した規定時間内に続けて競技できないのであれば、棄権と見なす。

9) 時間不足と時間超過の規定：

選手が套路をし終えた時間が規定の時間に0.1～5秒足りない或いは多すぎた場合0.1点減点し、5.1～10秒足りない或いは多すぎた場合0.2点減点する。以下これにならう。

以上3つのミスの減点は、審判長が執行する。

第12条 採点方法

1. 審判員の採点：

審判員は、選手が競技中に発揮した技術レベルに基づき、各競技種目の採点基準に照らして各区分の配点からミス動作の減点を行ったものを、その選手の採点とする。審判員の表示する点数は、小数点以下第2位までとするが、小数点以下第2位の数は0か5でなければならない。

2. 有効得点の確立：

5人の審判員の採点の中から最高点と最低点の2つの無効点を除いて、真中の3人の点数の平均値をもって、その選手の有効得点とする。選手の有効得点は小数点以下第2位までとし、小数点以下第3位は四捨五入しない。

3. 最終得点の確立：

審判長は選手の有効得点から「その他のミスの減点」の規定中の第7項から第9項までの減点を行い、もって当該選手の最終得点とする。

第4章 套路に関する規定

第13条 内容規定

1. 套路の内容規定はしない。

第14条 套路を完成する時間

- | | | | |
|-----------|-------|-------|-----------|
| 1. 24式太極拳 | 4分～6分 | ホイッスル | 4分を経過した時点 |
| 2. 太極拳 | 3分～4分 | ホイッスル | 3分を経過した時点 |
| 3. 太極剣・刀 | 2分～4分 | ホイッスル | 2分を経過した時点 |

第5章 競技に関する規定

第15条 出場種目に関する規定

1. 太極拳は2人同時に、太極剣・刀は1～2人同時に演技を行う。
2. 24式太極拳は「予選競技」（6名同時演武）と「決勝競技」（2名同時演武）を行い、順位を決める。
但し、出場者数により変更する場合がある。

第16条 表彰

1. 個人表彰：各競技の入賞者数は次のとおり。

エントリー数	入賞者数	エントリー数	入賞者数
1人～3人	1人	31人～50人	6人
4人～6人	2人	51人～99人	8人
7人～10人	3人	100人以上	10人
11人～30人	4人		

2. 特別表彰：最高齢者賞と高齢者賞を授与する。

但し、最高齢者賞は2023年度以前に受賞したものを除く。

第6章 コート、器械の規定

第17条 コート

1. 競技はコート（広さ14m×8m）の上で行い、周囲に5cm幅のタッチラインをひくが、
2人以上演技する時は、ラインアウトの減点〔第11条2項の5〕は適用しない。

第18条 器械の規格

1. 剣。刀器械は、長さ、太さ、重量を制限しない。
2. 剣。刀については、鋼鉄製の材質のものを使用を禁止する。